

## 日本弁理士会協賛セッション

### ◆ 第四次産業革命関連発明の適切な保護について ◆

#### 【概要】

本セッションでは、平成 29 年度、30 年度の特許委員会第 3 部会で検討された内容を中心とし、人工知能関連技術について簡単に紹介するとともに第四次産業革命関連発明をどのように保護すべきかについて説明する。

昨今、ディープラーニングや AI といった用語が非常によく聞かれるようになり、こうした第四次産業関連発明は工業分野だけではなく医療や農業といった分野にまで広く応用されるようになってきている。

現行特許法においては、法が保護を予定しているカテゴリーとして「物の発明」、「方法の発明」、および「物を生産する方法の発明」の 3 つがあり、とりわけ「物の発明」に関して言えば、平成 14 年改正によって特許法上の「物」にプログラム等が含まれることを明確にされ、現在では、コンピュータプログラム等も特許の対象として保護可能となっている。

一方、第四次産業革命のもとではこれまで以上に「データ」が重要な価値を有するものとなってきており、現行特許法でデータをどう保護できるのか／できないのかを確認することは第四次産業革命関連技術を適切に保護する観点で非常に重要なテーマである。また、人工知能関連技術は、従来一般的なソフトウェアと異なり、大量のデータを使って「学習」を行い、精度を向上させるといった特殊なプロセスを含むものであり、人工知能関連技術についてどのようなアプローチで特許保護を狙えるかを知っておくことも重要である。

そこで、特許委員会第 3 部会では、現行特許法と第四次産業関連発明との関係を確認したうえで、間接侵害（特許法 101 条）の「物」にデータを含める法改正の必要性について検討するとともに、物を生産する方法の発明のクレーム（製法クレーム）を用意することで第四次産業関連発明の成果物を効果的に保護することができないか等について検討を行った。

本セッションでは、それらの検討結果を紹介し、また、現在特許庁から出されている特許実用新案審査基準・ハンドブックの事例を参照しつつどのようなものが特許として権利化可能でどのようなものが権利化不可能かについて併せて説明する。

なお、本セッションの資料は本講演者により編集がなされたものであり、本講演の内容は日本弁理士会としての公式見解ではない点に留意いただきたい。

以上

## 日本弁理士会協賛セッション

### ◆ 第四次産業革命関連発明の適切な保護について ◆

#### 【講演者】

鈴木 学 (弁理士)  
平成 31 年度特許委員会 副委員長  
東京都立大学工学部精密機械工学科卒業  
弁理士登録 (2010 年)  
定侵害訴訟代理付記登録 (2015 年)  
伊藤克博国際特許事務所 (2007 年～)

以上